

日時：2015年（平成27年）2月20日（金）午後2時00分から

■場所：見附市役所 402会議室

■見附市教育委員会平成27年 第1回臨時会日程

1 開会

2 会議録署名委員の決定 小倉委員を指名

3. 報告事項

(1) 耳取遺跡の国史後の指定に係る意見具申について

(2) 見附市子育て支援サイトの開設について

資料「見附市子育て支援サイトの開設について」

(3) 見附市給食センター基本設計・実施設計プロポーザル選定委員会の結果について

(4) 見附大好き「みつけ塾」の活用について

4 議事

議第1号 史跡管理団体指定に係る同意について

報告(1)で説明した具申書の添付資料として史跡管理団体として見附市が指定されることに対して、見附市教育委員会の同意が必要なことから、承認を得たい。

議第2号 見附私立保育園延長保育実施に係る要綱の一部を改正する要綱の制定について

延長保育を利用する場合の費用負担の額について、費用の額は、保育標準時間認定と保育短時間認定の区分ごとに市長が別に定めると要綱を改正する。

わかば保育園の延長保育時間が変更することに合せて、わかば保育園の延長保育時間を18時から19時に改める。これにより公立保育園のすべての保育園で午後7時までは延長保育を実施することになる。

議第3号 見附市妊産婦および新生児等に対する訪問指導事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

養育支援訪問事業の中ですでに実施している保健師等の相談支援に加えてヘルパー等による家事援助を新たに実施するために本要綱の改正内容について説明。

議第4号 見附市特定教育・保育施設等に関する利用者負担額を定める条例の制定について

平成27年4月からは幼稚園、認定こども園、保育園及び地域型保育事業に共通した1号認定、2号認定及び3号認定の利用者負担額を市で定める必要があることから条例を制定する。

議第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

3つの条例を一つの条例として扱っており、それぞれ改正・追加・廃止について説明。

議第6号 教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について

常勤の特別職となる教育長の勤務時間その他の勤務条件を定める必要があることから条例を制定する。

- 議第7号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
常勤となる教育長の勤務時間中に、職務専念義務が課されることとされている
ため条例を制定する。
- 議第8号 平成26年度一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について
教育部長、学校教育課長、こども課長より補正について順に説明。
- 議第9号 平成26年度一般会計補正予算（第7号）について
教育部長より補正について説明。

※報告および議案はすべて承認、決定されました。

5 閉会